

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



確定申告書は
自分で作成してお早めに!

■所得税の確定申告と納税

平成21年分所得税の確定申告における税務署での相談、申告書の受付・納税は、2月16日(火)～3月15日(月)です。還付申告書は平成22年1月1日以降に提出できます。

■消費税および地方消費税の確定申告(個人事業者)

平成21年分の個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(水)までです。

■贈与税の申告と納税

平成21年1月1日～12月31日の1年間に個人からもらった

た財産の価額が110万円を超える方は、贈与税の申告と納税が必要となります。平成21年分の贈与税の申告と納税は、3月15日(月)までです。

■パソコンで確定申告書作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では確定申告書などが簡単に作成でき、自動計算機能で記載漏れや計算誤りを未然に防止することができます。

URL <http://www.nta.go.jp>

■電子証明書の有効期限をご確認ください

e-Taxで申告する際に使用する「住民基本台帳カード」の電子証明書は、発行の日から3年間有効です。申告等の際は、有効期限をご確認ください。

■問合せ

伊予西条税務署
TEL0897-56-3290

2月の市税いよみ

19日 市県民税第4期分、国民健康保険税第7期分の督促の発送

3月1日 国民健康保険税第8期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

防犯灯維持費の補助申請を受け付けます

市では、自治会等で平成21年度中に支払った防犯灯の維持費(電気料金)の一部を補助しています。

補助対象の自治会等は、早めに申請してください。

■申請期限 2月19日(金)

■補助対象

自治会等が設置して電気料金を支払っている防犯灯(公衆路灯)で、広告灯およびこれに類する照明施設を除いたもの。

■補助額

平成21年度中に支払った電気料金の3割以内

■問合せ

市庁舎本館危機管理課

交通治安係

TEL0897-52-1284

○各総合支所総務課
総務調整係

交通災害共済の加入受付を行います

愛媛県市町総合事務組合による平成22年度の交通災害共済の加入受付を行います。簡単に加入できて請求手続きも簡単です。ご家族そろって加入し、万一の交通事故に備えましょう。

■共済期間

平成22年4月1日～平成23年3月31日(年度途中に加入された場合は、掛金を納めた翌日から開始となります)

■掛金(年間1人当たり)

○一般 700円

○中学生以下 300円

※年度途中に加入した場合も同額です。

■加入口数 1人1口

■加入資格

○西条市に住民登録または外国人登録をし、市内に居住している方

○西条市に居住する交通災害共済加入者の被扶養者で、市外に居住している方

■加入方法

申込用紙と掛金を持って、最寄りの金融機関(郵便局を除く)の窓口で加入手続きを行ってください。

■申込用紙の配布

○平成21年度の交通災害共済に加入している世帯には、世帯全員が加入できる申込用紙を郵送します。(ただし、世帯の一部の方が加入している場合は、加入者のみ記載した申込用紙を郵送します)

○平成21年度は未加入で、平成22年度の交通災害共済に加入を希望する方は、申込用紙を郵送しますので、担当課へご連絡ください。

■問合せ

市庁舎本館危機管理課
交通治安係
TEL0897-52-1284
○各総合支所総務課
総務調整係



交通災害共済は、国内で交通乗用具の災害を受けた場合に見舞金を支払う制度です。